

# Information...お知らせ

男女共同参画に関する標語・写真を募集します

家庭や職場などで感じる男女共同参画に関する想いをあなたの言葉や写真で伝えてみませんか。

- 例えば...
- ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
  - ・男性の育児参加(イクメン)
  - ・女性の活躍促進 など

詳しくは、行政センターなどで配布するチラシまたは横須賀市ホームページをご覧ください。

http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/gender/27hyogo.html

提出先：〒238-8550  
人権・男女共同参画課  
メール we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp  
問合せ：電話 046-822-8228

## 募集要項

- 【内容】**  
(1) 標語(5・7・5の型など)  
(2) 写真(タイトル付き)
- 【応募資格】**  
市内在住・在勤・在学の方
- 【応募期間】**  
9月30日(水)まで
- 【応募方法】**  
標語・写真のいずれも応募用紙とともに提出  
応募用紙はチラシの裏面、市HPからダウンロード
- (1) 標語**  
応募用紙を使って、郵便またはメールで提出
- (2) 写真**  
応募用紙と共に、プリント紙(6切版)か電子データ(JPEG形式)で提出
- ※1人何作品でも応募可。  
但し、応募作品は未発表の自作のものに限ります。  
※応募作品の使用に関する一切の権利は市に帰属となります。  
※その他詳細はチラシまたは市HPをご覧ください。



観音埼灯台  
日本最初の洋式灯台

# NEW WAVE

ニューウェーブ

- 特集** ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて
- お知らせ** 男女共同参画に関する標語・写真の募集
- 講座のご案内** 女性の再チャレンジ応援講座/コラーージュでセルフカウンセリングを  
●デュオよこすか・女性のための相談室の案内

39号  
2015.7  
発行

# Seminar.....講座のご案内

## ■男女共同参画セミナー

### 「女性の再チャレンジ応援講座」

- とき** 8月22日(土) 10時~15時  
**場所** 総合福祉会館5階 視聴覚研修室  
**内容** ・再就職に役立つ最新のオフィススキルが身に付きます。  
・保育あり(小学校3年生まで)
- 定員** 抽選 女性20人(申込締切8月10日)  
**申込** 横須賀市コールセンター  
(8時~20時、年中無休)  
電話 046-822-2500  
**問合せ** 人権・男女共同参画課 TEL046-822-8228

## ■デュオぶち講座

### 「コラーージュでセルフカウンセリングを」

- とき** 8月19日(水) 10時~12時  
**場所** デュオよこすか(総合福祉会館5階)  
**内容** ・雑誌やカタログの切り貼り(コラーージュ)で自分の思いが表現されます。  
・子育て中の人にお勧めです♪  
・保育あり(未就学児)
- 定員** 先着10人(申込7月13日から)  
**申込** デュオよこすか(開館時間は下記参照)  
電話/FAX 046-822-0804  
**問合せ** 人権・男女共同参画課 TEL046-822-8228

## デュオよこすか

男女共同参画を推進するための施設です。  
交流の場、情報収集の場としてご利用ください。  
〒238-0041 横須賀市本町2-1(総合福祉会館5階)  
電話 046-822-0804  
開館時間 月曜日~土曜日 9時~20時 / 日曜日 10時~17時



## 女性のための相談室

女性が日頃から抱える悩みに女性相談員が応じます。  
電話 046-822-8177  
一般相談 月・水・金 9時~16時(面談は要予約) / 法律相談 原則第2火曜日(予約制・女性弁護士対応)

発行/横須賀市 市民部 人権・男女共同参画課 〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL046-822-8228  
mail:we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp HP:http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/gender/index.html

◎この広報紙は12,000部発行し、1部あたりの印刷経費は12.09円です。  
◎この広報紙は、グリーン購入法に基づく平成27年度横須賀市グリーン購入調達方針の判断基準を満たす紙を使用し、かつ印刷用の紙へのリサイクルに適した材料(Aランク)のみを用いて作製しています。

# ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

## 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」ってなんだろう?

『ワーク・ライフ・バランス』とは、「仕事」と「生活」の調和がとれ、その両方が充実している状態をいいます。

「仕事」は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、家事や育児・介護、地域活動などの「生活」も暮らしに欠かすことができないものです。性別に関わらず、生活との調和を取りながら働くことができる社会の実現には、女性と男性がともに尊重し合い、協力して仕事や家庭の両立を目指す男女共同参画社会の取り組みが必須です。

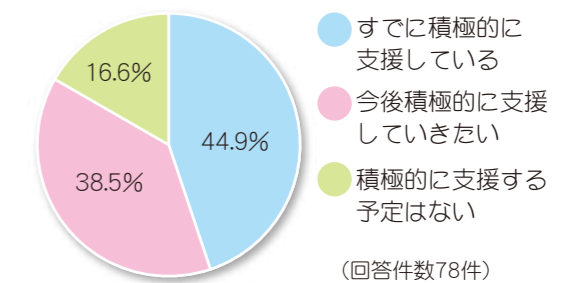
仕事と生活の調和を図るためには、個人の意識だけではなく、事業所の取り組みも重要となります。事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組むことにより、従業員だけでなく事業所自体にもさまざまなメリットがあるとされています。

### ◎事業所のメリットの一例

- 従業員の定着(離職率の低下)
- 優秀な人材の確保(採用)
- 多様性に富む従業員の確保、定着
- コスト削減
- 生産性や売上げの向上
- 企業イメージや評価の向上

このたび、横須賀市では、事業所におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、横須賀商工会議所と共に事業所のワーク・ライフ・バランスに関する調査を行いました。

## 従業員のワーク・ライフ・バランス支援に対する事業所の考え方(図1)



その結果、今回の調査に回答いただいた事業所の8割以上が、従業員のワーク・ライフ・バランス支援に対して前向きであることが分かりました。(図1参照)

今回は、ワーク・ライフ・バランスを積極的に支援しているとの回答があった事業所のうち、2つの事業所にご協力いただき、取り組み状況についてお話を伺いました。

(中面をご覧ください。)



※NEW WAVE をリニューアルしました。今後もより一層充実した男女共同参画についての情報をお届けします。